

弁護士は見た！ 「社長が認知症に！？ 悲惨な現実と対応策」

湊総合法律事務所
弁護士 湊 信明

日本の現状と将来

【要介護(要支援)認定者数】

- ◆ 65～74歳 72万人
- ◆ 75歳以上 497万人 (合計約584万人)

(平成25年度 介護保険事業状況報告(年報)より)

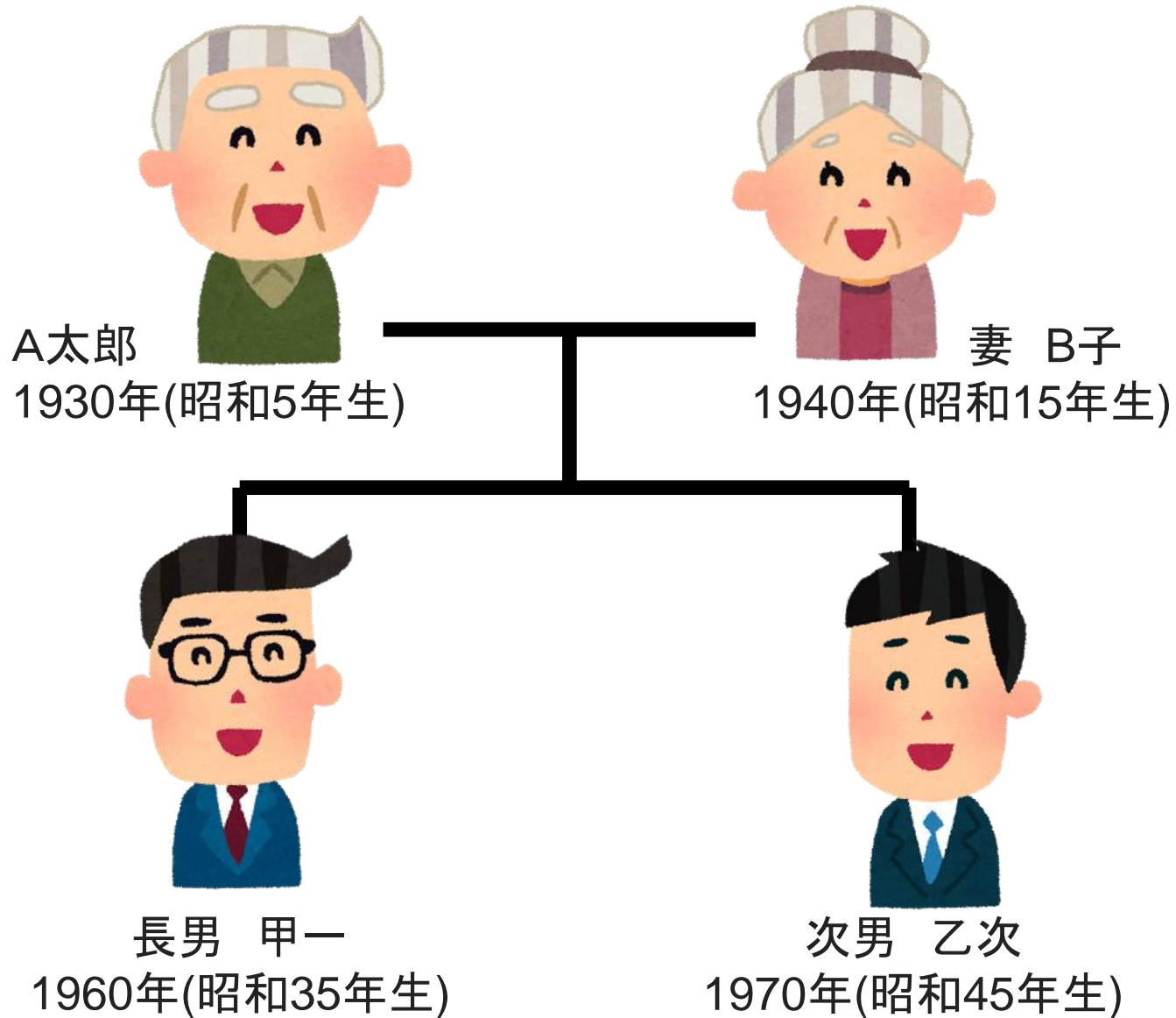
【認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数】

- ◆ 平成22年 280万人
- ◆ 平成32年 345万人
- ◆ 平成37年 470万人

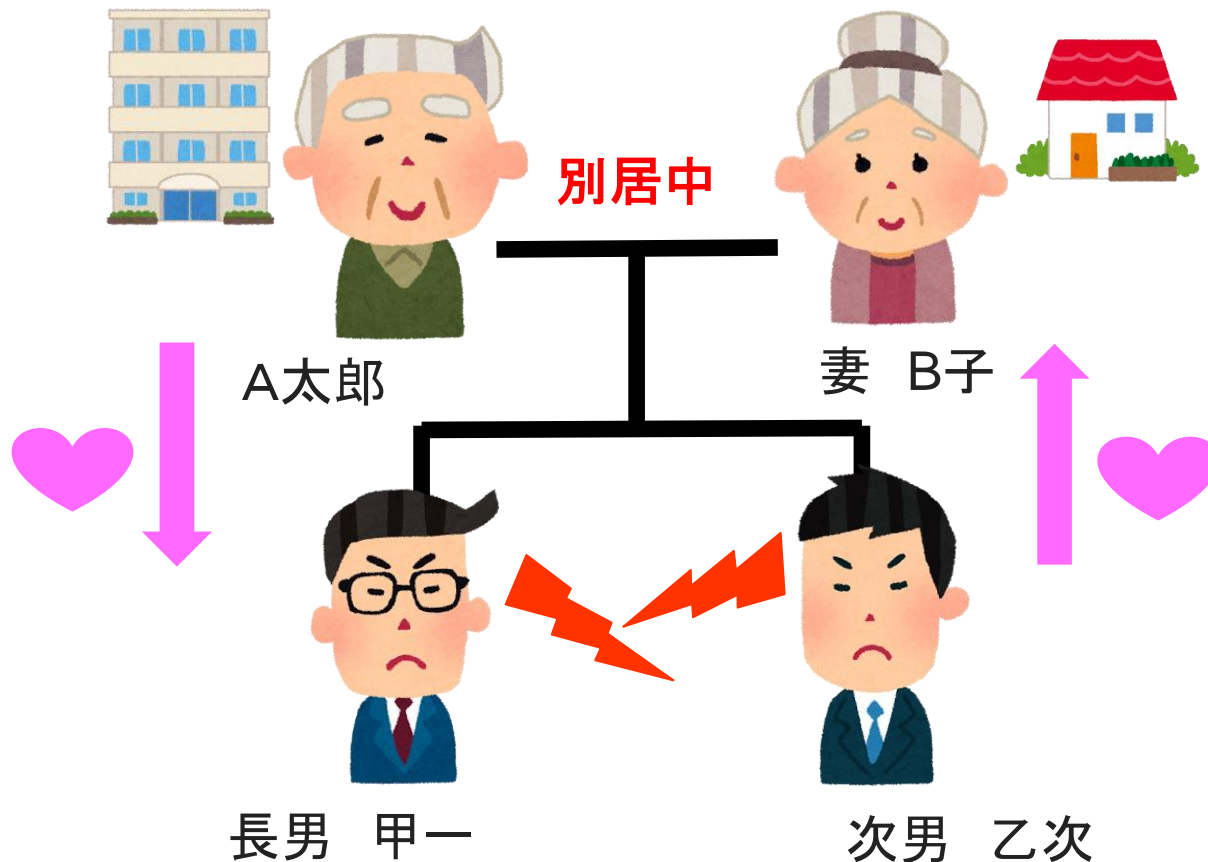
(平成24年 老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室資料より)

- ◆ 平成37年には700万人が認知症又はその予備軍と予想される

A太郎一家

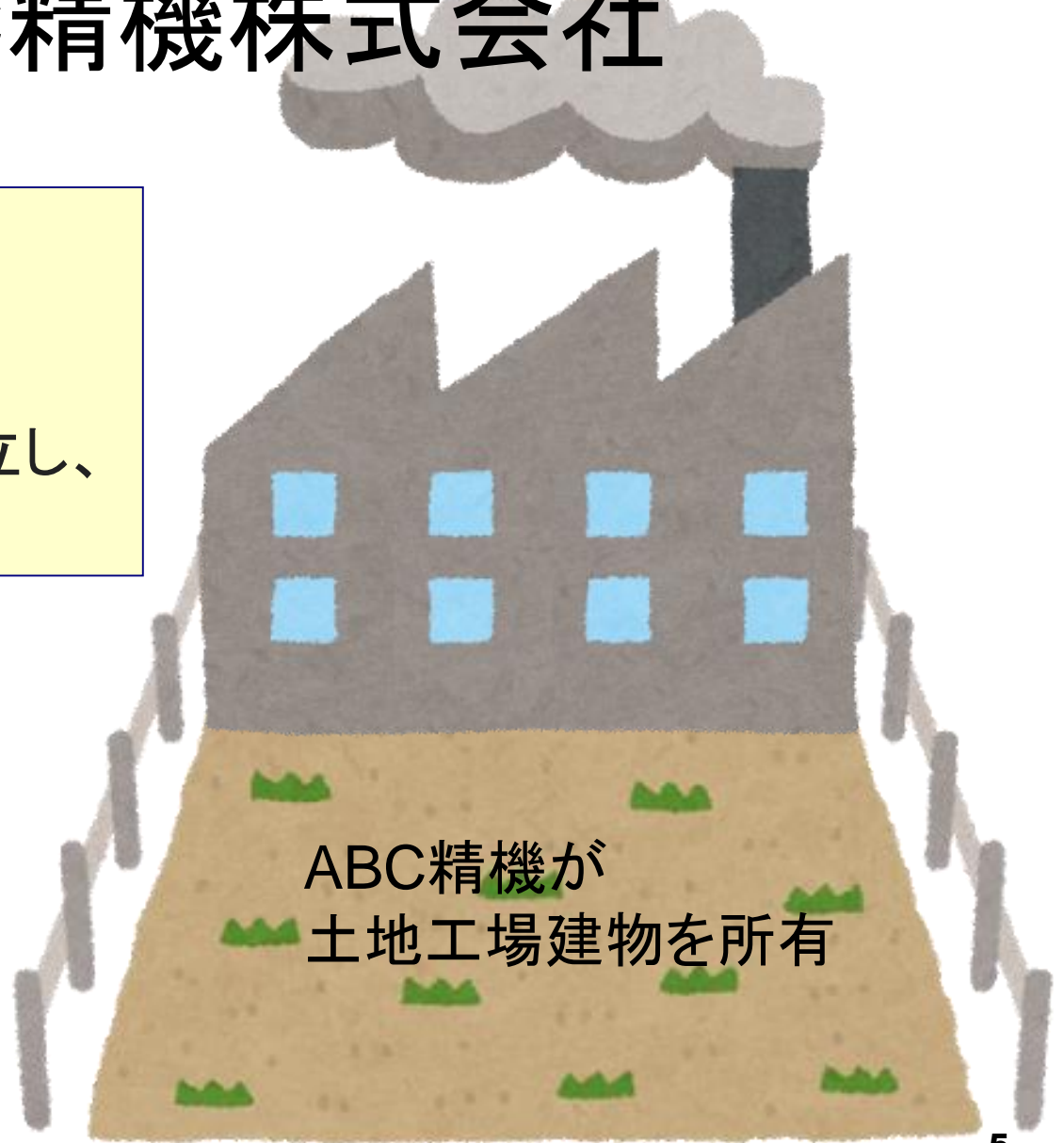


- ◆ A太郎とB子は、性格の不一致で1980年昭和55年以降別居
- ◆ 甲一郎は、幼少時からABC精機の後継と目されて特別扱い
- ◆ 乙次郎はそれが不満で、A太郎と甲一郎とはソリが合わず、B子に懐いていた



ABC精機株式会社

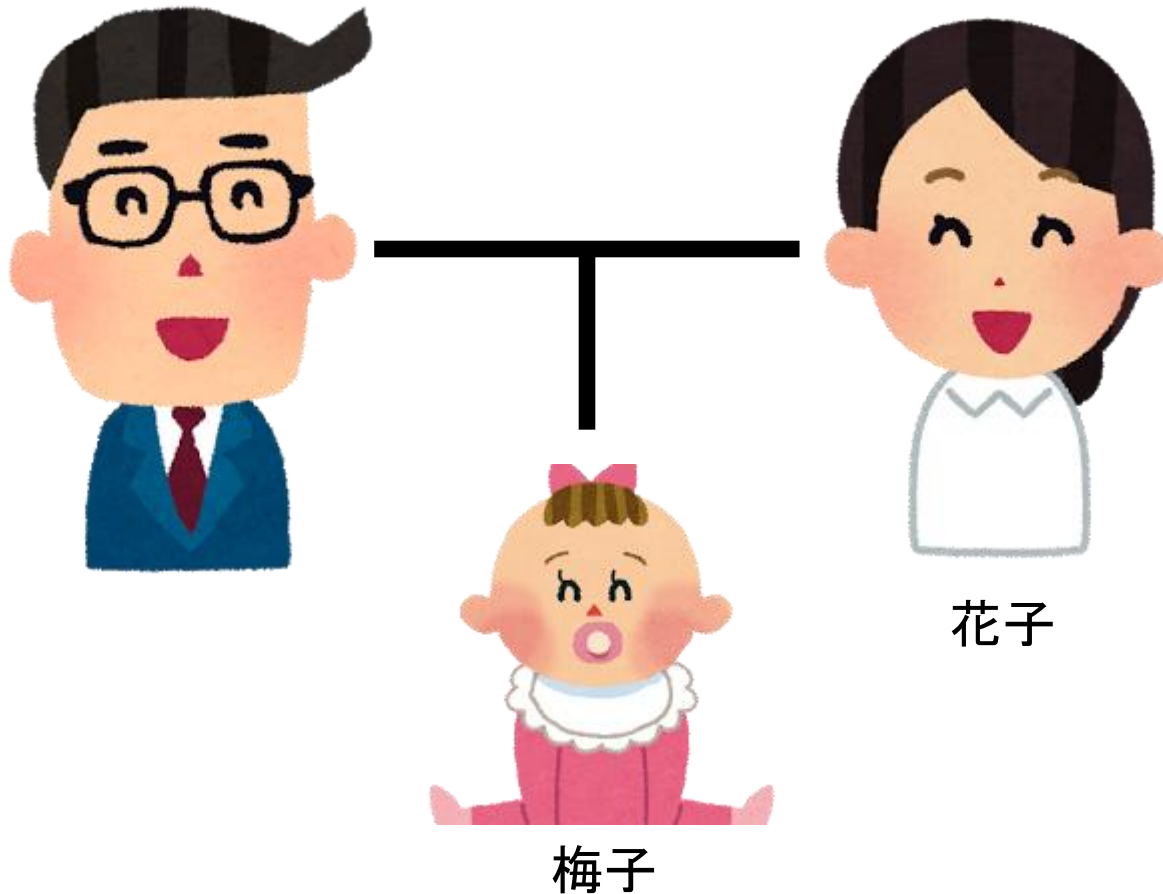
- ・代表取締役 A太郎
 - ・資本金1000万円
 - ・発行済株式 200株
- A太郎が昭和34年に設立し、
1代で築き上げた



ABC精機が
土地工場建物を所有

1984年S59 甲一 大学卒業 電機メーカー勤務

1990年H2 甲一(30歳) 花子と婚姻 梅子を出産



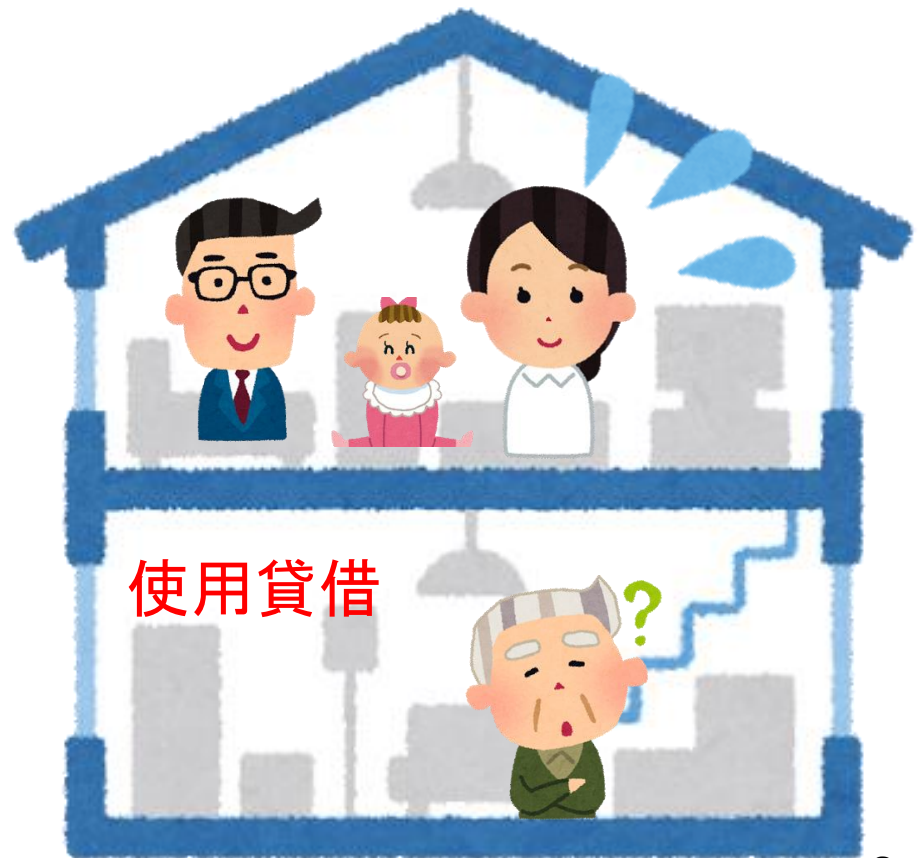
1995年H7 甲一(35歳) 電機メーカー退職 ABC精機入社
A太郎(65歳)、甲一に株式40%(80株)を贈与
債務超過ギリギリで、価値が低かった
当時、A太郎はABC精機に6000万円貸付あり



甲一、ABC精機入社時
80株(40%)**贈与**



2000年H12 A太郎(70歳) 物忘れが激しくなる
甲一(40歳) 取締役就任
A太郎と同居するため二世帯住宅築造
同居開始(無償) 花子がすべて面倒をみる



2000年H12～2005年H17

A太郎の提案で、毎年、甲一家族と海外旅行

A太郎が旅行代金を負担する

その他甲一家族の生活用品などもA太郎が負担することあり



2005年H17 A太郎(75歳) 軽度のアルツハイマー型認知症

従業員に暴言を吐く

指示など全く矛盾したことを言う

金銭感覚がおかしくなってくる

取引先からもクレームが来る



2010年H22 A太郎(79歳) 認知症進行
甲一、A太郎に代表を降りるよう要請したが
A太郎、拒否

A太郎、キャッシュカードで300万円下ろして次々と高額商品購入

花子が盗んだ疑いをかけられる

花子、ブチ切れて、商品も書面も全部捨てる

甲一が預金をすべて管理



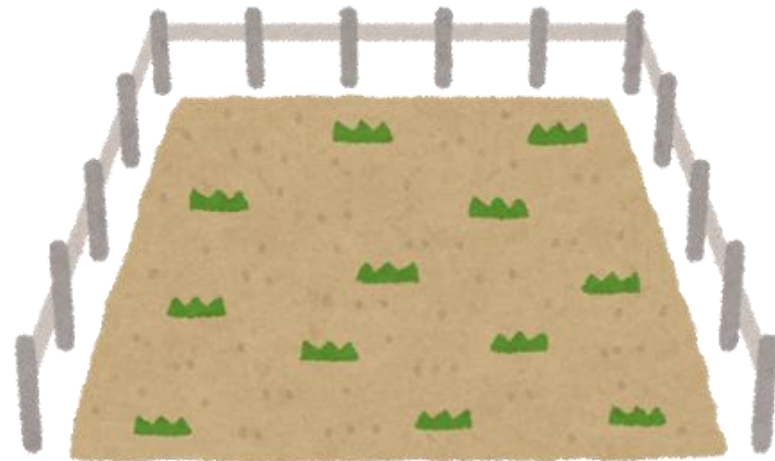
2013年H25 A太郎、完全に経営から身を引く

甲一、A太郎の代表印使用してA太郎の名前で取引
株主総会も開催されず書類で済ます

甲一 A太郎を施設入居させる資金捻出
のためA太郎所有不動産を5000万円で売却
A太郎 3000万円で施設入居
花子が、週に2回ほど面会に赴く
必要なものはA太郎の口座から下ろして購入



売却



2012年H24以降

甲一 ABC商事の代表取締役就任
甲一 家族で、花子の骨休めで海外旅行
資金は、A太郎の口座から使用

乙次は何も面倒も見ないのだからと、
甲一 家族でA太郎口座から下ろして使ってしまう

二世帯住宅の耐震補強工事のためにも支出



A太郎のお金

2016年H28 A太郎、甲一宅に一時帰宅
甲一家族がちょっと目を離している際に
A太郎、行方不明となり、踏切事故で死亡



甲一の大きな誤解

A太郎の遺産は
ABC精機の株式 120株(60%)
残預金 600万円



したがって、相続については・・・

株・・・B子に60株、甲一、乙次に30株ずつ
預金・・・B子に300万円、甲一、乙次に150万円ずつ

で相続は終了と思っていた



ABC精機の経営権は、
甲一110株(80株+30株)、B子60株、乙次30株で
甲一が過半数を取得しており、安泰と思っていた・・・

踏切事故の件は、
JR東海最高裁判決(平成28年3月1日)
からすれば、自分たちには損害賠償がなされないと思っ
ていた・・・

しかし

ここから地獄の日々が始まる

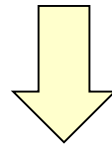
その恐ろしさとは・・・

認知症法務対策ゼロ

相続への影響

家族編

疑惑追及トラブル



- ◆なんでこんなにお父さんの預金が少ないの！？
- ◆なんで、お父さんの土地を勝手に売ったの！？

預金使い込み疑惑



甲一・花子の言い訳

【使い込み疑惑1 その言い訳】

お父さんが海外旅行代や生活費を出してやると言ったんだ！



【結論】

平成13～17年当時、A太郎は71～75歳。物忘れが激しくなった程度十分、意思能力が認められ、贈与と認められる。損害賠償義務なし



但し、特別受益の可能性大。遺産分割協議で持戻免除の意思表示の有無が争われる。認められなければ甲一の相続額が減少する

【使い込み疑惑2 その言い訳】

「お父さんのお世話大変だったもん。本当にたくさんの費用がかかったんだから・・・！」



【行く末はこうなる・・・】

損害賠償請求訴訟では、甲一らにはA太郎預金の管理権限はなく、全額の引き出しについて賠償請求がなされることがある。

しかし、施設入居契約費や、施設利用料、日常の生活費などについては、賠償の対象とされないことが多いが、その他の出費については、真に、A太郎のために使用していたとしても、証明できない結果、使途不明金として、損害賠償請求が認められることが多々ある

証明できなければならぬので、管理が杜撰だと、使途不明金の損害賠償額が巨額な金額に上ることもある

妻の花子も、共同不法行為者として被告にされることもよくある

「使い込み疑惑2」を持たれないようにするには、どうすべきだったのか？



【対策1】

A太郎、認知症初期段階は、財産管理契約を締結して、財産を管理してもらう

【対策2】

任意後見契約を締結して、A太郎がもっとも面倒を見てもらいたい人に将来の財産管理をお願いしてもらっておく

【対策3】

A太郎の認知症のレベルに応じて、補助人・保佐人・後見人を選任して、財産管理をしてもらう

【対策4】

上記1～3どの段階でも、出入金をしっかり記録し、契約書、領収書などをきちんと保管して、使途不明金が発生しないようにする

【使い込み疑惑3 その言い訳】

お父さんが、自分でキャッシュカードを使って、何回にもわけて300万円おろして、おかしい業者から商品を買っちゃったんだもん。私たちが使ったんじゃない。

商品や、そのときの書類は、花子が、あんまりにもアタマに来て、全部捨てちゃったよ！

**【行く末はこうなる・・・】**

言い訳2で説明したように、このような場合でも、A太郎が、自分で預金を下ろして使用したとしても、甲一が、その事実を証明できなければ、使途不明金として甲一が損害賠償しなければならない可能性がある。

「使い込み疑惑3」を持たれないようにするには、どうすべきだったのか？



【対策1】

後見が開始していれば、これらの商品購入契約を取り消して、返金を求める(保佐でも取り消せる場合あり)

【対策2】

クーリングオフ(特商法)により解除して、返金を求める

【対策3】

弁護士、消費者センター、監督官庁に相談して、通告してもらう
かなりの確率で、相当額が返ってくる

【対策4】

上記1~3どの段階でも、出入金をしっかり記録し、契約書、領収書などを
きちんと保管して、使途不明金が発生しないようにする

【使い込み疑惑4 その言い訳】

「お父さんのお世話大変だったもん。ハワイに骨休めに家族だけで行ったって良いじゃない？たまの食事くらい良いじゃない！」



【裁判所の心証最悪！ 行く末はこうなる・・・】

当時、A太郎は施設入居。許諾なし

甲一・花子は、共同不法行為。全額損害賠償しなければならない

甲一・花子が面会の際に、A太郎の承諾をもらったと主張した場合、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、A太郎の意思能力の有無が争われることになる

しかし、承諾を得た事実の証明は困難。仮に承諾の事実は証明できても、平成24年A太郎82歳の状況では、意思能力なく真意とは言えないとされる可能性は十分にある

更に、もし承諾が真意でも、特別受益となり、その分相続分は減少する。

「使い込み疑惑4」を持たれないようにするには、どうすべきだったのか？



【対策1】

賃貸借契約を締結して、A太郎からしっかり賃料をもらう

【対策2】

生前贈与しておいてもらう

【対策3】

花子にABC精機の役員になってもらって報酬をもらう

【対策4】

甲一に相続させ、花子に遺贈する旨の遺言を書いてもらう

【対策5】

甲一・花子を受取人とする生命保険契約を締結してもらう

【預金使い込み 言い訳その5】

「お父さんに住んでもらうための二世帯住宅なんだから、耐震補強工事の費用をお父さんの預金から使っても良いだろう？」



【行く末はこうなる・・・】

甲一名義で建てた甲一所有の建物であり、仮に二世帯住宅であっても、甲一が負担すべき。

仮に、許諾を得たと主張する場合には、言い訳4と同様の流れとなる。

「使い込み疑惑5」を持たれないようにするには、どうすべきだったのか？



【対策1】

甲一名義で二世帯住宅を築造するのではなく、A太郎名義で築造してもらい、この建物を甲一に相続させる遺言を書いてもらっておく。耐震工事に際して、後見人が必要と認めれば、甲一の預金から支出してもらえる

【対策2】

区分所有建物として築造し、あとは対策1と同様の手法をとる

【ポイント】

対策1、対策2でも、耐震工事に支出しても、建物そのものの価値が、支出額分増えるわけではない(あまり増えない)

こうして、遺言により、建物を甲一が取得できるようにすれば、甲一は実質的に高付加価値メリットが得られる

不動産無断譲渡疑惑



甲一・花子の言い分

【無断譲渡 言い訳】

お父さんを施設に入居させるための資金捻出のために売却したんだ。
お父さんにも確認したけど、売って良いと言っていた



【行く末はこうなる・・・】

- ◆ 承諾の証明は困難であり、仮に承諾事実を証明できても、意思能力なく真意と言えず無断譲渡となる可能性大
- ◆ 親族間であり不可罰だが、横領罪に相当する犯罪である
- ◆ B子と乙次は、不動産買主に売買契約無効を主張できる
- ◆ 甲一は、B子・乙次に対してだけでなく、不動産買主に対しても損害賠償を請求される可能性がある

「不動産無断譲渡疑惑」を持たれないためにはどうすべきだったのか？



【対策1】

補助・保佐・後見の申し立てを行って、後見なら法定代理、保佐なら同意、補助なら同意を受けなければならない審判を得て、売買契約を締結すべきであった。

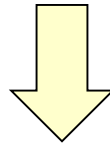
【注意】

不動産譲渡の場合には、家庭裁判所の許可を得ておかないと、売買契約が無効とされてしまう。

必ず、家裁の許可を得るように注意が必要

家族編

不公平主張トラブル



- ◆ 甲一は面倒みただから沢山もらえるはず！（寄与分）
- ◆ 甲一は、株式等もらっているから少ないはず！（特別受益）

【寄与分の主張】

甲一は、A太郎を無償で住ませ、花子の介護によりヘルパー代が浮いたのだから、その分、もっと遺産をもらえても良いはずだ！



【行く末はこうなる・・・】

寄与分が認められるのは、「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」場合



遺産分割審判の中で、甲一の療養看護により、A太郎の財産の維持又は増加しているとは言えない、あるいは、子が親を扶養するのは当然であり、特別の寄与とは言えないと反論され、寄与分は認められないか、認められても、希望通りにいかないのが現実。

寄与分が認められないとの主張に対抗するためにはどうすれば良いか？



【対策1】

建物無償使用については、無償使用の事実を証明できる証拠を確保することも一法であるが、A太郎が元気なうちに、きちんと賃貸借契約を締結して、自署捺印させて、銀行振込で毎月賃料をしっかりともらう

【対策2】

一番、気の毒なのは、花子。A太郎によく話して、花子の寄与に報いるため、A太郎契約者、花子受取人とする生命保険契約を締結する。

【対策3】

花子による介護記録をつけたり、写真を撮ったりして、ヘルパーに依頼した場合にどのくらいの費用が浮くことになるのか後から算定できるように準備しておく(法的にはあまり認められないが和解交渉時に役に立つ。)

【特別受益の主張】

甲一は、A太郎から生前に株式を4割、海外旅行などをもらっているから、もっと取り分は少なくなるべきだ！



【行く末はこうなる・・・】

特別受益とは、共同相続人中、被相続人から、遺贈を受け、または、生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に、当該贈与の価額を加えたものを相続財産とみなして、相続分を算定し、それから遺贈又は贈与の価額を控除したものをもってその者の相続分とする制度

株式の贈与、海外旅行代金の負担などは、特別受益に該当する。しかも、それは相続開始時の時価で評価されてしまう。したがって、株式の贈与を受けたときはタダ同然でも、その後、甲一の努力で、業績が上ががり、株価も上がったときは、甲一は自分の努力によって相続分を減少される結果に陥る

特別受益の主張をされないために、どうすべきだったのか？



【対策1】

- ◆ 遺言等により、特別受益持ち戻し免除の意思表示を得ておけば、株式や海外旅行代金が相続財産に持ち戻されることはなくなる。
- ◆ 但し、持ち戻し免除の意思表示は、遺留分を侵害しない限度で認められるに過ぎないことに注意
- ◆ よって、A太郎が遺言能力あるうちに(認知症になっても)遺言をしてもらう必要大。後見開始後も医師2名の立ち会いにより遺言可能！

【対策2】

- ◆ 株式を移転するときは、110万円以下で非課税だからといって、贈与はせず、売買契約により譲渡する
- ◆ 後から証明できるように、売買契約書には、それぞれ自署捺印、印鑑証明をつけてしっかり保管する

認知症法務対策ゼロ

経営への影響

ABC精機編

◆ A太郎の債権の回収を迫られる？

そのくらいならまだいいが・・・

◆ 甲一、取締役の地位を追われる(追放される！)？

◆ 甲一、会社支配権も失う！？

A太郎の債権の回収を迫られる

A太郎は、ABC精機に6000万円の貸付を有していた

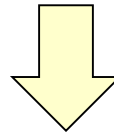


金銭債権であり、法定相続分にしたがって当然分割
B子3000万、乙次1500万円を請求されることになってしまう

6000万の債権は、遺留分算定の基礎財産に加えられてしまう

6000万の債権は、相続税課税対象となってしまふ

B子・乙次から請求を受けないためにはどうすべきだったか？



【対策】

- ◆ A太郎に、ABC精機への債権6000万円を免除する意思表示をしてもらっておけば良い
- ◆ そうすれば、遺留分の基礎財産に加入されることもない
- ◆ 業績が悪化し、繰越損失があるときに免除しておけば、債務免除益に対する課税も免れることもできる

甲一、ABC精機から追放される

平成23年以降、取締役選任決議について、招集通知もなされず、株主総会もなされなければ、株主総会決議が存在しない



B子、乙次から、株主総会決議不存在の訴え、取締役地位不存在確認の訴えが提起されれば、甲一は敗訴



甲一は、ABC精機の取締役を追われることになる

甲一が、A太郎に招集通知を出し、株主総会を開催していたとしても、「株主総会は、総株主の議決権の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数以上の多数により決せられる」→定足数満たさなければ決議は無効

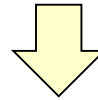


A太郎は、議決権行使書を出していないか、仮に、議決権行使書を出していたとしても、裁判において、意思能力がなく、無効であり、過半数の議決権なしされる敗訴する可能性が高い

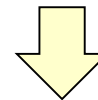


この場合も、B子、乙次から、取締役地位不存在確認の訴えが提起され、甲一は、ABC精機の取締役を追われることになる

ABC精機の取締役から追放されないためにはどうすれば良かったか？



甲一が、ABC精機を追放されたのは、A太郎が認知症になってきたのに、そのまま放置して(代表)取締役の地位に居続けさせ、適式な株主総会を開催しなかった(開催できなくした)ことが原因



【対策1】(A太郎に適当なときに退任してもらう)

- ◆ 認知症の進行度に合わせて、補助・保佐・後見の申し立てを行う
- ◆ 後見・保佐は、その開始は、当然に取締役終了事由となる
- ◆ 補助の場合には、定款等でその旨定めた場合に終了事由となる
- ◆ 任意後見の場合は、任意後見事由が発生しても当然には取締役終了事由とならないので要注意。
補助の場合と同様、定款等により終了事由としておく必要がある

【対策2】(適法な株主総会で甲一を取締役に選任する)

- ◆ 後見の場合には、法定代理権があるので、それに基づいて議決権を代理行使する
- ◆ 補助・保佐の場合には、当然に法定代理権があるわけではないので、家裁にABC精機の株主総会における議決権行使の代理権を付与してもらって行使する
- ◆ 後見人・保佐人・補助人は、招集通知を自分のところに送るよう申し入れておく
- ◆ A太郎が取締役を退任しても取締役の最低員数を確保できるよう、必要な数だけ、取締役を選任しておく

【対策3】(適法な取締役会で甲一を代表取締役に選任する)

- ◆ 適法な株主総会で選任された取締役によって構成される取締役会で、甲一をABC精機の代表取締役に選任する

甲一、ABC精機の支配権を喪失する

- ◆ A太郎死亡により、A太郎保有株式120株は、
B子：甲一：乙次＝2：1：1で準共有となる
(自動的にB子60株、甲一30株、乙次30株となるのではない！)
- ◆ 120株の株主権の行使は、多数決で決する



B子と乙次が結託すると、3：1となり、B子と乙次が120株全部を支配できることになる
甲一：B子乙次＝40：120 ABC精機の支配権を喪失する



甲一は遺産分割協議で過半数取得交渉が必須だが難航必至₄

ABC精機200株

準共有

A太郎の120株

B子: 甲一: 乙次
2 : 1 : 1
多数決で決める

甲一が従前から
保有している
80株

B子と乙次が結託すると
二人で120株全部を支配可能

ABC精機の支配権を維持するにはどうすれば良かったか？



【対策1】

- ◆ A太郎は、特別決議ができる3分の2(最低限過半数)の株式を、甲一に譲渡する

【対策2】

- ◆ A太郎は、特別決議ができる3分の2(最低限過半数)の株式を、甲一に遺言によって相続させておく
- ◆ A太郎が成年被後見人になった後でも、医師二人の立ち合いのもとに遺言ができる可能性があるのでトライする

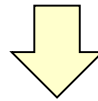
遺留分対策

花子の介護による貢献に報いるには、花子に遺贈しておくことが有効

甲一のABC精機支配権を確保するには、ABC精機の株式の3分の2を確保できるように相続させる旨の遺言をしておくことが有効

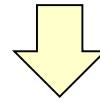


しかし、その遺言が、B子や乙次の遺留分を侵害するときは、遺留分減殺請求を受けることになってしまう

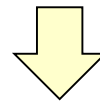


遺留分減殺請求に対抗する対策が必要！

B子と乙次の遺留分は？



総体的
遺留分 = 直系尊属のみが相続人のときは、被相続人の財産の3分の1
 それ以外の場合は、被相続人の財産の2分の1



本件は、直系尊属のみが相続人ではない
 したがって、総体的遺留分は、A太郎の財産の2分の1

B子の個別的遺留分は、 $2分の1 \times 2分の1$ (法定相続分) = $4分の1$
 乙次の個別的遺留分は、 $2分の1 \times 4分の1$ (法定相続分) = $8分の1$

これを侵害しないか、したとしてもその額を極力小さくする対策が必要

被相続人が相続開始時に有していた財産の価額(含・遺贈額)

+ 贈与財産額

- 相続債務額

遺留分額算定の基礎となる財産額

×

個別的遺留分の割合

遺留分侵害額

遺贈額

特別受益額

遺留分権利者が相続によって得た財産額
- 相続債務額

遺留分額

遺留分権利者の取得額

B子と乙次に遺留分権利者から外れてもらう



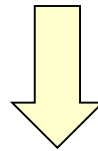
【対策1】

- ◆ B子と離婚する
- ◆ 但し、財産分与の問題があるので、会社の業績が悪いときや、B子の寄与が少ないと認められるときに行うべき
- ◆ 離婚は相当精神力を使うので、元気のあるうちにトライすべき

【対策2】

- ◆ 乙次に、家庭裁判所に対し、遺留分権の放棄手続をしてもらう
- ◆ A太郎が、いつ亡くなるかわからないうちは、「明日の金より今日の金」ということで、ある程度のお金を支払うと遺留分権の放棄をしてもらえることがある

外れてくれないなら遺留分権利者を増やす



【対策】

- ◆ 花子と子供の梅子をA太郎の養子にする(但し梅子を孫養子にすると相続税は1.2倍となる点は要注意)
- ◆ そうすれば、B子・乙次の遺留分が相対的に減少する
- ◆ 但し、真の縁組意思は必要
- ◆ また、養子縁組も、A太郎に縁組能力がある間でなければ無効となってしまうので、元気なうちにやっておく必要がある

遺留分算定の基礎となる財産自体を減少させる



【対策1】

株式を会社の業績が悪いときに、贈与でなく売買により譲渡してもらう

【対策2】

A太郎の会社への貸付を免除してもらう

【対策3】

花子にABC精機の役員になってもらって報酬を支払う

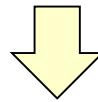
【対策4】

A太郎から、きちんと二世帯住宅の賃料をもらう

【対策5】

A太郎土地に家を建ててもらって後に贈与してもらって借地契約締結する

価格賠償の抗弁で対抗する



【対策1】

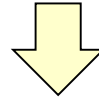
A太郎に生命保険をかけて、甲一を受取人にする

【重要ポイントー平成30年民法改正】

平成30年に民法の相続法が改正された。

従来は、遺留分減殺請求権の行使によって、物権的効果が発生し、価格弁償の抗弁によって対抗してきたが、改正法はこれを改め、遺留分減殺請求権の行使によって、遺留分侵害額請求権という金銭債権のみが発生することとした。

その他



【対策1】

遺言により、遺留分減殺方法の指定をして、株式に対する減殺は一番最後になされるようにする(H30改正以降はこれは不可)

【対策2】

種類株式(無議決権株式)を活用する

【対策3】

相続株式の売り渡し請求ができるようにする

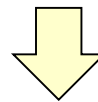
【対策4】

除外合意(一定の生前贈与を除外)。固定合意(評価時点を固定)を利用する

認知症患者による事故

甲一は、A太郎の踏切事故の損害賠償責任を負うのか？

2007(平成19)年12月7日、東海道本線共和駅で発生した鉄道事故の裁判。認知症患者(要介護4・認知症高齢者自立度IV)が線路に立入り走行してきた列車にはねられたことにより、JR東海がA氏の遺族に対して、振替輸送費等の損害賠償を請求する訴訟を提起



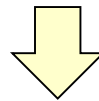
(1審) 妻・長男ともに損害賠償義務あり
 (2審) 妻にのみ損害賠償義務あり
 (最高裁) 妻・長男ともに損害賠償義務なし
 (平成28年3月1日最高裁判決)



甲一も損害賠償義務を負わないと考えるのは早計！

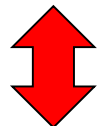
(民法714条 監督義務者責任)

1. 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
2. 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。



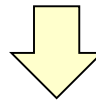
【法定の監督義務者性は否定】

最高裁は、妻も長男も714条に定める法定の監督義務者の地位にあるとは認めなかった



【法定の監督義務者と同視できる者】

ただし、最高裁は、法定の監督義務者に該当しない場合でも、具体的な事情のもとで、「認知症患者の第三者に対する加害行為の防止に向けた監督を行って、その監督を引き受けた」と認められる者については、法定の監督義務者と同視できるとして、損害賠償責任が認められる場合があると判示



【法定の監督義務者性と同視するための要件】

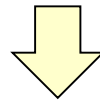
認知症患者を実際に監督している、もしくは監督することが可能かつ容易であるなど
公平の観点から認知症患者の行為に対する責任を問うのが相当といえる状況にあることが必要



妻は85歳で自身も要介護1で、長男の補助を受けつつ介護をしていた
長男も同居しておらず接触も少なかった
従って法定の監督義務者と同視できないとして責任を否定した

甲一の場合はいかが？

甲一は、年齢的にも若く、従前より同居しており、施設入居後も花子などが週に2回ほどは面会に赴いている。
ときどき、自宅に帰ってきてはまた施設に戻るような生活をしており、法定の監督義務者と同視できと認定され、損害賠償責任を負わされる可能性がある。



【対策】

- ◆ 施設との連絡を密にとり、自宅に戻った際の注意点などをよく聴取しておく
- ◆ 自宅にセンサーを設置したり、A太郎に発信機を装着するなどして事故を未然に防ぐ努力をする

湊総合法律事務所



所長弁護士 湊 信 明

弁護士	廣 木 康 隆	弁護士	太 田 善 大
弁護士	野 村 奈 津 子	弁護士	服 部 毅 絵
弁護士	野 坂 真 理 子	弁護士	屋 敷 理 瑛
弁護士	沖 陽 介	弁護士	水 口 村
弁護士	平 木 太 生	弁護士	中 村 駿
弁護士	石 田 嘉 奈 子		

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1

有楽町電気ビルディング北館12階1213区

電 話 03-3216-8021 F A X 03-3216-8022

メールアドレス nobu@minatolaw.com

事務所HP <http://www.minatolaw.com>

企業法務ONLINE <http://www.kigyou-houmu.com>

顧問会社 医療法人, 病院, 医師, 自動車販売会社,
人材派遣会社, パソコンメーカー, 不動産会社など約180社

